

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 11 月 1 日

いすみ市長 太田 洋



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大原地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 10 月 29 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2 経営体
個人 14 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
近隣農家同士協議のうえ、リタイアする農家の農用地及び休耕地を担い手に集約し地元の農地を効率よく活用していくことが今現在の目標。
また、新規就農者へのサポート体制を整えることで定着を図り、後に続く新規就農者の確保・育成につながればと考えている。